

教育 DX 支援業務に係る仕様書

令和 7 年 4 月

吹田市教育委員会 学校教育部教育センター

目 次

1	件名.....	3
2	委託期間.....	3
3	発注部署.....	3
4	業務の目的.....	3
5	検討の方向性.....	3
6	業務内容.....	6
7	業務の実施体制に関する要件.....	8
8	作業全般における要件.....	9
9	成果物一覧.....	10
10	スケジュール（参考）.....	10
11	留意事項.....	11
12	情報セキュリティ.....	11
13	その他.....	11

1 件名

教育DX支援業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

令和7年6月9日（予定）から令和10年3月31日まで

3 発注部署

吹田市教育委員会 学校教育部 教育センター 担当：榊・辻本・西村

〒565-0855

吹田市佐竹台1-6-3 吹田市総合防災センター（DRC Suita）9階

TEL 06-6170-1575

E-mail s-educ@city.suita.osaka.jp

4 業務の目的

本市教育委員会では市内の公立小・中学校と教育委員会を包括する情報ネットワークを整備・運用し、その中で運用する学習系および校務系の二つの情報ネットワークシステムと関連システム（校務支援システム等）・周辺機器の運用を行っている。

学習系ネットワークについては令和2年度（2020年）に始まった国のGIGAスクール構想が5年を経過し、令和7年度（2025年度）からは第二期GIGAスクールが開始して学校のICT環境の整備を行うことになる。また校務系ネットワークについては令和5年度（2023年）運用を開始し、令和9年度（2027年度）末に一旦運用期間が終了することから次期校務系ネットワークの構築を検討する時期に差し掛かる。

本業務においては本市の学校ICT環境整備を主目的とする。実施にあたっては、学校現場の現状に合致したシステムの分析を行ったうえで、最適化したネットワーク及びシステムの再構築を実施するため、必要なネットワーク構築計画書（方針）策定支援・調達支援・進捗管理・初期運用管理を行う。

5 検討の方向性

（1）現状

ア 国の方針

文部科学省では第1期GIGAスクール構想において児童・生徒に1人1台の端末配備を行い、令和7年度（2025年度）からの第2期では1人1台端末の着実な更新を行うこととしている。その中でハード面では都道府県単位での機器の共同調達および通信ネットワーク環境の改善を行う。

またソフト面ではクラウド等を活用した学習系と校務系の連携を行った端末の活用を目指し、①個別最適な学びの充実、②情報活用能力の向上、③学びの保証、④働き方改革への寄与を行うことを示している。

また「令和7年度以降の学校における ICT 環境の整備方針及び学校の ICT 環境整備 3 年計画（2025～2027 年度）について」を策定し、学校のネットワーク当面の推奨帯域 100%・教師の端末・業務用ディスプレイ 1 人 1 台整備・学校のニーズに合わせた ICT 支援体制等を今後の方向性として示している。

イ 本市の現状と整備状況

(ア) ネットワーク概要

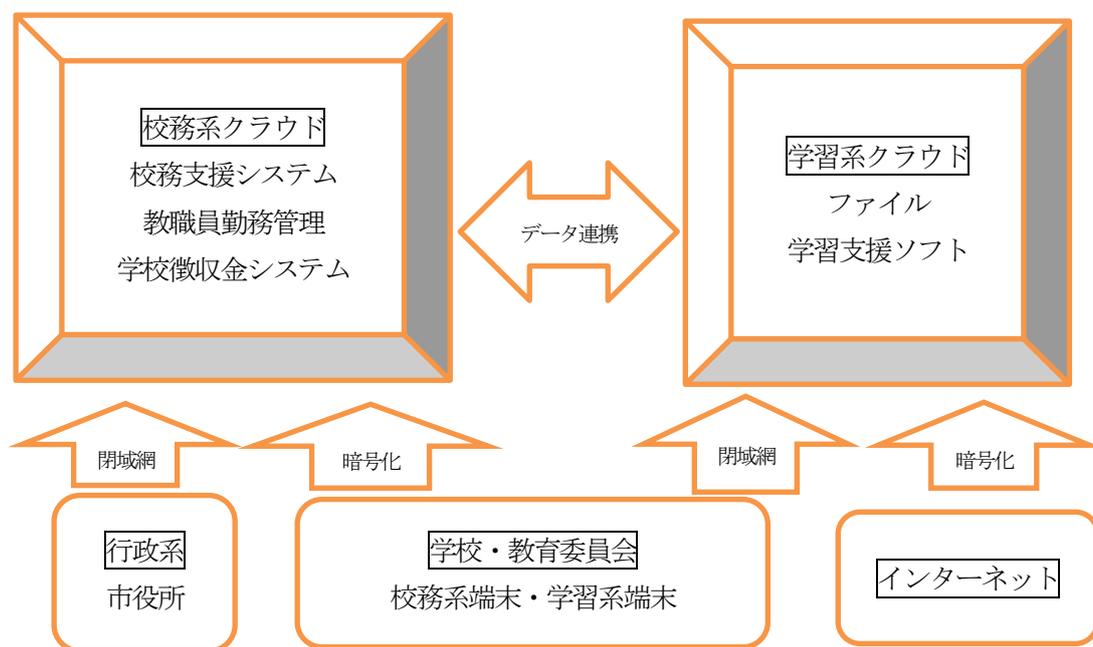
学習系は第 1 期 GIGA スクール構想時に学習系クラウドを設置し、令和 2 年度（2020 年度）より運用を開始している。

（現行ネットワークの保守運用期間 令和 2 年（2020 年）12 月～令和 8 年（2026 年）3 月）

校務系は前ネットワークの再構築を行い、令和 5 年度（2023 年度）から校務系クラウドの運用を開始している。

（現行ネットワークの保守運用期間 令和 5 年（2023 年）1 月～令和 9 年（2027 年）12 月）

ネットワーク概要図（学習系+校務系）セキュリティ系は除く



ネットワークについては学習系・校務系とも上記の概要にて整備し、運用を行っている。

各種システムについてはマルチベンダー方式により導入済み。

今後はネットワークやシステム更新の時期に合わせた現行ネットワークの最適化

を行う必要がある。

上記「5 検討の方向性（1）現状 ア 国の方針」にあるように通信ネットワーク環境の改善・クラウド等を活用した学習系と校務系の連携などを考慮しながら、今後のネットワークの更新・運用を進める必要がある。

（イ） 情報教育機器類の整備状況

1校あたりの整備状況（令和6年度（2024年度））	配置数
児童・生徒用タブレット ^{※1}	1人1台
児童・生徒用タブレット（予備機） ^{※2}	各校10台
固定式プロジェクタ及び無線LANアクセスポイント	全普通教室
校務用ノートPC	教員1人1台
印刷複合機	各校1台

※1 令和2年度GIGAスクール構想として導入した端末。小学校はiPad、中学校はWindows端末を導入している。

※2 令和2年度GIGAスクール構想の一環として市費で導入した予備機で、教職員の研修機や授業の際に使用することも想定した端末。小学校はiPad、中学校はWindows端末。令和7年度（2025年度）より段階的に小・中学校ともにiPadへ統一する。

追記：超高速インターネット接続率（理論値1Gbps以上）及び無線LAN整備率100%

本市では小学校35校（児童約2万人）・中学校18校（生徒約1万人）および教育委員会（教員約2千人）に教育情報機器類を配置している。第1期GIGAスクール構想に合わせて生徒1人1台端末を配置した。令和7年度（2025年）からは第1期に配備したGIGA端末（生徒用タブレット）の更新を実施する。今後は増加した機器類について更新時期に合わせて最適化した機器類の導入、および機器類の保守管理を適正に実施する必要がある。

学習系ネットワークについては国が示す当面の推奨帯域の確保について整備を実施する必要がある。

また人の配置としてはネットワークトラブル・機器の故障時等の問い合わせとしてヘルプデスクの設置（委託業者運用）、および学校現場での授業支援・端末管理等の業務にICTサポーター（委託業務・各校週1回程度派遣）を設置して運用を図っている。

（委託期間：令和5年（2023年）4月～令和8年（2026年）3月）

これら人的配置についても今後のネットワークや現場のサポートについてどのように配置していくかについて検討していく必要がある。

(2) 現行の課題

ア GIGA 端末および大型提示装置等の着実な更新

GIGA スクール構想スクール構想開始当時に整備した機器類が経年劣化により更新の時期を迎えている。最適な機器を配置し整備していく必要がある。

イ 端末管理

児童・生徒用端末約3万台、教職員授業研修用端末・校務用端末各2千台の端末管理が非常に煩雑となっている。故障・破損対応を含め、持続可能な端末管理の仕組みを構築する必要がある。

ウ 今後のネットワークの更新

(ア) ネットワークの更新時期を見据えた学習系・校務系ネットワークの最適化

(イ) 学習系ネットワークについては文科省の示す当面の推奨帯域の確保

(ウ) スタディログやアクセスログにより「誰が何時、どこから、何を」を記録し適切な即時対応ができるネットワークの構築

エ 教員の働き方改革とデジタル化

(ア) 教員の働き方改革に資する校務系ネットワークの最適化及びシステムの導入

(イ) 学習活動における ICT の活用

(ウ) 今後の授業で活用可能なツールの導入など

(エ) ワークライフバランスや DR・BCP 対応を円滑に実施するための情報基盤の導入

(オ) 採点支援システム（今後導入予定）導入後における採点業務のペーパーレス化の方針検討、運用検討

オ 学校現場への ICT 支援体制

(ア) GIGA 導入後5年を経過した今後の学校現場への ICT 支援の方向性

6 業務内容

本市においては上記「5 検討の方向性（2）現行の課題」を踏まえ、今後の実施にあたってはそれらを踏まえて課題点を改善して、今後の教育情報化に対応していく必要がある。

①学習系・・・今後の端末の活用増加を想定した通信ネットワーク環境の改善、個別最適な学びの充実を実施するためのアプリ・学習支援ソフトの導入、端末や大型提示装置の最適化及び持続可能な機器の管理方法の構築。

②校務系・・・令和9年度（2027年度）末に一旦ネットワーク運用期間が終了することから、今後の校務系ネットワークの構築・運用に向けての検討・開発を行う。教員の働き方改革の推進、さらにはクラウド等を活用した学習系と校務系の連携などをどのように進めていくかについて、今後の本市の方向性を決定し

ていく必要がある。

本業務については受託者のネットワークにかかる専門知識を生かし、今後の整備計画に策定に向けた立案、実施に向けた支援（資料作成等）・進捗管理・学校・ベンダーとの調整支援を行い、本市のネットワーク最適化等の学校 ICT 環境整備を次に示すとおり着実に推進するものとする。

(1) 次期学習系・校務系ネットワークシステム構築に向けた情報提供

構築・更新に向けたスケジュール案を策定し、その情報について分析を行い構築・更新に係る整備計画案を策定するものとする。

ア 開発手法の情報収集／分析

RFI の実施・ベンダー各社へ新システムにおけるデモンストレーションを依頼するなど開発手法を提案し、本市の意見を集約するものとする。その際、本市と意見を調整のうえ、業務との適合性を分析できる情報も併せて整理するものとする。

イ その他、今後の方向性検討に必要な情報収集／分析

その他、構築において必要になる各種の情報について整理するものとする。上記「5 検討の方向性（2）現行の課題」を解決・最適化する方向を検討し、次期ネットワークシステムを構築するうえでの「実施スケジュール」、「概算コスト」、「調達単位をどうすべきか」、及び「構築によるリスク（多段階での構築リスク）、特定技術への依存リスク等」について情報収集及び分析を行い、リスクへの対策を含めた本市にとって最適な再構築方法について提案するものとする。

(2) 学校 ICT 環境整備検討会議（仮）に出席し、必要な会議資料の作成、議事の作成、及び会議の合意形成に向けたサポートを実施。教育委員会事務局、学校関係者、教職員、ベンダー等、内容により関係者を招集して実施することを想定。

(3) 実施計画及び予算要求にかかる支援

ア 上記「6 業務内容（1）次期学習系・校務系ネットワークシステム構築に向けた情報提供」により収集した情報を基に、本市にとって最も有効な構築計画書を作成し、実施計画（予算策定）の作成を支援するものとする。（毎年9月）

イ 本市デジタル政策室に提出するデジタル化計画書の作成の支援を行うこととする。

(4) 提案依頼（RFP）にかかる支援

ア ネットワーク構築業者選定時に必要となる提案依頼書、要件定義書、調達仕様書等必要書類の作成支援

イ 構築受託業者選定のための評価基準の作成

RFPの実施に伴い応募業者より受け付けた提案依頼書について評価するための評価基準の策定に関して支援を実施するものとする。

(5) 構築受託業者選定にかかる支援

応募業者より受け付けた提案依頼書の審査に際し、実現可能性や本市の要求する機能面について、技術的、専門的知見に基づき本市審査に関して支援を実施するものとする。

(6) ネットワーク構築進捗管理・初期運用支援

新ネットワーク稼動に際して、進捗管理及び初期プログラム不良、箇所検証、保守内容の切り分け助言等、運用の初期に発生するトラブル解決の支援を行うこととする。

(7) 実施手順書・教育情報セキュリティポリシー作成支援・教職員研修

国が進める情報教育の推進に向けて、ICT・本市のネットワーク・各種運用手順等変更に伴う基準・手順書の見直しの支援を実施するものとする。また年に1回、教職員向けのオンデマンド研修を実施するものとする。

(8) 定例会議への参加

教育センターにて毎月1~2回程度を実施。進捗状況の報告、課題点などの報告を行うこと。進捗遅延・問題発生時は迅速に対応すること。

(9) その他各種支援

GIGA スクール構想第2期の実施、個別最適な学びの充実に向けたソフト・ハードの導入など、本市の情報教育を推進するために必要な情報提供および課題について支援を実施するものとする。

7 業務の実施体制に関する要件

本件業務に実際に従事する者が有する経験、資格等については以下のとおりとする。

なお、支援業務に実際に従事する者(プロジェクトリーダー、サブリーダー及びメンバー)の行為が明らかに業務遂行上支障をきたすと認められた場合、本市は支援業務受託業者に対して当該従事者の交替を要請できるものとする。

(1) プロジェクトリーダーとして、以下の条件のすべてを満たすものが1名以上いること。

ア ITプロジェクトに携わった経験が10年以上ある。

イ ITプロジェクトのリーダー及び同程度の役職として、マネジメントの経験が5年以上ある。

- ウ 学校・官公庁のITプロジェクトに携わった経験が1年以上ある。
 - エ システム構築の見積算業務、あるいはその評価業務に主導的に携わった経験がある。
 - オ 原則、月数日程度は来庁が可能であること。
- (2) 本業務を担当するプロジェクトサブリーダーとして、以下の条件のすべてを満たすものが1名以上いること。
- ア 情報システム・ネットワーク構築支援に携わった経験が3年以上ある。
 - イ システム構築の見積算業務、あるいはその評価業務に携わった経験がある。
 - ウ 会議等で月数日程度は来庁が可能であること。
- (3) 本業務を担当するプロジェクトメンバー
- ア 情報システム・ネットワーク構築支援に携わった経験が1年以上ある。
 - イ システム構築の見積算業務、あるいはその評価業務に携わった経験がある。

8 作業全般における要件

- (1) 本件業務受託業者は、業務の趣旨を理解の上業務履行体制を確立し、書面により本市に対し体制図を提出すること。また、体制図に変更が生じる場合は事前に本市へ報告の上承認を受けるとともに、最新版に更新を行うこと。体制図には、担当者名及び連絡先を明記すること。
- (2) 本件業務受託業者は、業務の進捗状況について、定期的に本市に報告するとともに、その進め方、手法等について本市と協議を行うこと。また、業務履行方法に関し、より適切な手法等について積極的な提案を行うこと。
- (3) 本件業務受託業者は、業務に実際に従事する者に対する雇用者及び使用者として、責任を持って労務管理し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令、その他法令上の全ての責任を負うものとし、本市に対し一切の責任及び迷惑などを及ぼさないこと。
- (4) 本件業務受託業者は、業務に従事する者に対し必要な教育（礼儀礼節、職業倫理、守秘義務等）を行い、円滑に業務を遂行できるようミーティング等により人事管理体制を確保しなければならない。
- (5) 吹田市教育情報セキュリティポリシー等関係法令を把握した上で、適切な計画を立てること。
- (6) 本件業務受託業者は、業務に実際に従事する者に対し、受託業者が発行した身分証明書を常時携帯させ、必ず名札を着用させること。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と受託業者で協議の上定める。

9 成果物及び納品時期について

納品物	納品時期（目安）
ネットワーク構築に係る情報提供報告書 （RFI依頼書・RFI結果報告など）	令和8年（2026年）3月末
学校ICT環境整備検討会議（仮）資料及び議事録	令和8年（2026年）3月末
ネットワーク構築計画書（方針）および予算に係る書類	令和8年（2026年）6月末
構築業者の提案依頼（RFP）実施にかかる提案依頼書、要件定義書、調達仕様書等	令和8年（2026年）9月末
ネットワーク構築業者選定に係る仕様書・提案評価書等	令和8年（2026年）9月末
ネットワーク初期運用支援報告書	令和10年（2028年）3月末
実施手順書・教育情報セキュリティポリシー（案）	本市と協議の上決定
定例会議に係る報告書	毎月月末
その他支援に係る情報提供書類・報告書	本市協議の上決定

※構築に係る予算については未確定のため納品時期が変動することがある。その場合は本市と協議の上納品すること。納品形態についても同様とする。

10 スケジュール（参考）

参考となるスケジュールについては以下の通り。

- (1) 上記「9 成果物及び納品時期についての納品時期（目安）を参考にすること。
- (2) 上記「5 検討の方向性（1）現状 イ本市の現状と整備状況に記載した運用期間」は
 学習系ネットワーク保守運用期間 R2.12～R8.3
 校務系ネットワーク保守運用期間 R5.1～R9.12
 ICT サポーター 運用期間 R5.4～R8.3
 となるが、本業務は学校教育ICT環境整備を主目的としていることから、円滑な運用が可能なスケジュールを提案すること。
 ネットワークの構築については、学習系と校務系それぞれ運用期間が異なることから更新時期を踏まえながら（運用期間の延長など）、適切な時期に次期システムの構築を行うことを考えている。
- (3) 国の方針にある学習系ネットワークの通信環境の改善（当面の推奨帯域）については、今後の5年で実施することとしている。

1 1 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者へ委託するときは、あらかじめ本市の承諾を受けること。
また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等を提出すること。なお、第三者から、さらに他の事業者への委託は一切認めない。
- (2) 受託者、受託者の親会社若しくは子会社、及び受託者と同じ親会社を持つ子会社は、今後、実施を予定している「学習系・校務系ネットワークシステム構築」の調達に参加できない。なお、「親会社」、「子会社」とは会社法第2条の定義によるものとする。
- (3) 受託者は、業務における何らかの事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行った後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- (4) 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属するものとする。
- (5) 受託者は、本仕様による成果物が、本市以外のものの著作権の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- (6) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。

1 2 情報セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務にあたり知り得た情報の内容を漏らしてはならない。業務遂行後も同様とする。また、この契約を履行する受託者の社員、その他の者にこの業務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本市から入手する資料及び業務データ（以下「情報資産」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、本市に対して一切の責を負うものとし、情報資産を本市の指定した目的以外に使用、複製及び加工すること、第三者へ無断で提供することを禁止する。また、業務終了後は、本市と相談のうえ、提供された情報資産を返還、若しくは廃棄するものとする。
- (3) 受託者は、吹田市教育情報セキュリティポリシー、個人情報保護法等関係法令の各条項を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の従事者に情報セキュリティに関する事項を周知させること。
- (5) 前各号の規定に違反した場合、本市は契約を解除できるものとする。
- (6) 受託者は、前各号の規定に違反したことにより本市に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うものとする。

1 3 その他

本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。